

神奈川フィルハーモニー管弦楽団寄附付き自動販売機に関する確認書

公益財団法人 神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下、「甲」という。）と、○○株式会社（以下、「乙」という。）は、乙と神奈川県が令和8年月日に締結した神奈川県庁本庁舎ほか4施設の自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき設置する甲の活動を支援する自動販売機（以下、「寄附付き自動販売機」という。）に関して、次のとおり合意したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

第1条（目的）

甲を支援する目的として、乙は自動販売機の売上げ金額の一部（以下、「活動支援金」という。）を甲に寄附する。

第2条（活動支援金の金額と支払期日）

- (1) 甲に対する活動支援金は乙が支出する。
- (2) 活動支援金は寄附付き自動販売機の売上げ金額の2%以上とする。
- (3) 乙より甲への寄附は、9・3月末日締めとし、翌月末日に行うものとする。
- (4) 上記(3)に併せて乙は神奈川県文化課に寄附した金額を報告するものとする。

第3条（有効期間）

この確認書の有効期間は、乙と神奈川県が別途締結する自動販売機設置場所賃貸借契約の期間に準ずる。

第4条（自動販売機のデザイン）

- (1) 寄附付き自動販売機のデザイン等は次のとおりとし、事前に神奈川県の確認を得る。

パネルによる表示	自動販売機内のパネルで寄附先の団体の概要について明示する。 「この自動販売機は、甲の活動支援を目的として売上げ金額の一部を寄附します」等の文言をいれる。
----------	---

- (2) 甲の活動が設置期間中に終了した場合は、乙は寄附が終了した旨を表示する。

第5条（協議）

本確認書に明記されていない事項または本確認書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

令和8年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区山下町25-15
メットライフ山下町ビル9階
公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団
理事長 上野 孝